

厚生労働省北海道労働局 発表
令和7年12月22日(月)

担当 厚生労働省北海道労働局
職業安定部職業対策課
課長 杉村 雅通
地方障害者雇用担当官 志村 優美
電話 (011)709-2311
(内線3684)

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

北海道労働局（局長 村松達也）では、このたび、令和7年「障害者雇用状況等報告」（令和7年6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

今回の集計結果は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求める、それを集計したものです。

I 集計結果のポイント

【民間企業（40.0人以上規模の企業）】（法定雇用率2.5%）

- 雇用障害者数が過去最高を更新。実雇用率は、対前年を下回る。
- 法定雇用率達成企業の割合は49.2%、対前年比0.3ポイント低下。

【公的機関】（同2.8%、一定の教育委員会2.7%）

- 雇用障害者数はともに対前年を上回る。

【独立行政法人等】（同2.8%）

- 雇用障害者数は対前年を上回る。

法定雇用率適用区分	法定雇用率	実雇用率		法定雇用率達成割合		法定雇用率達成機関・法人・企業の数
		北海道	全国	北海道	全国	
民間企業	% 2.5	% 2.57	% 2.41	% 49.2	% 46.0	企業 2,146 / 4,365
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	% 2.8	% 2.60	% 2.80	% 59.9	機関 136 / 227
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	% 2.7	% 2.54	% 2.31	% 50.0	機関 3 / 6
独立行政法人等	% 2.8	% 2.42	% 2.67	% 69.2	% 66.0	法人 9 / 13

注) 法定雇用率2.8%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

II 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

集計企業数は4,365社で、前年より3.5%（147企業）増加した。また、雇用率の算定基礎となる対象労働者数は723,554.0人と、前年より5.6%（38,624.0人）増加した。

雇用されている障害者の数は18,579.5人と、前年より2.9%（531.5人）増加し、過去最高となった。

このうち、身体障害者は9,985.5人、知的障害者は5,114.0人、精神障害者は3,480.0人であった。

実雇用率は2.57%と、前年より0.07ポイント低下した。

法定雇用率達成企業の数は、前年より2.8%（58企業）増加し、2,146企業となり、達成企業の割合は、前年より0.3ポイント低下し、49.2%となった。

☞ 4ページ (1)グラフ
☞ 5ページ (2)グラフ、表
☞ 9ページ 4の(1)、(2)表

○ 企業規模別の状況

実雇用率は、1,000人以上規模企業で3.25%と最も高く、次いで500～1,000人未満規模企業で2.58%となっており、500人以上の企業規模で法定雇用率以上となった。

法定雇用率達成企業の割合は、300人以上の企業規模で前年と比べ低下した。

☞ 6ページ (3)、(4)グラフ
☞ 10ページ 4の(3)表

○ 産業別の状況

実雇用率が法定雇用率を上回っている業種は、生活関連サービス・娯楽業（5.44%）、卸売・小売業（2.90%）、医療・福祉（2.75%）、電気・ガス・熱供給・水道業（2.58%）、製造業（2.52%）、サービス業（2.52%）、運輸・郵便業（2.51%）となっている。

雇用されている障害者の数は、卸売・小売業（193.5人増加）、建設業（97.5人増加）の業種で前年と比べ大きく増加した。

☞ 6ページ (5)、(6)グラフ
☞ 10ページ 4の(4)表

○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人で障害者を1人雇入れることにより雇用率が達成される企業（1人不足企業）の占める割合は、65.0%となっている。

また、法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）の占める割合は59.6%となっている。

☞ 11ページ 4の(6)表

III 地方公共団体における在職状況

1 法定雇用率 2.8%が適用される機関

2.8%の法定雇用率が適用される機関（都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記2以外の市町村の教育委員会等）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は86,040.0人と、前年より6.9%（5570.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は2,237.5人と、前年より3.4%（73.5人）増加した。

このうち、身体障害者は1,805.0人、知的障害者は77.0人、精神障害者は355.5人であった。

実雇用率は、前年より0.09ポイント低下し、2.60%であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年より1.4ポイント低下し、59.9%となり、91機関が未達成となっている。

☞ 14ページ 5の(1)、(2)表

2 法定雇用率 2.7%が適用される機関

2.7%の法定雇用率が適用される機関（都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会）の雇用率の算定基礎となる対象職員数は38,805.5人と、前年より0.2%（74.0人）減少した。

雇用されている障害者の数は985.0人と、前年より3.4%（32.5人）増加した。

このうち、身体障害者は782.0人、知的障害者は52.0人、精神障害者は151.0人であった。

実雇用率は、前年より0.09ポイント上昇し、2.54%であった。

法定雇用率達成機関の割合は、前年と変わらず50.0%となり、3機関が未達成となっている。

☞ 15ページ 5の(4)、(5)表

IV 独立行政法人等における雇用状況

2.8%の法定雇用率が適用される独立行政法人等の雇用率の算定基礎となる対象労働者数は12,288.0人と、前年より13.8%（1,486.5人）増加した。

雇用されている障害者の数は297.5人と、前年より6.3%（17.5人）増加した。

このうち身体障害者は205.5人、知的障害者は4.0人、精神障害者は88.0人であった。

実雇用率は、前年より0.17ポイント低下し、2.42%であった。

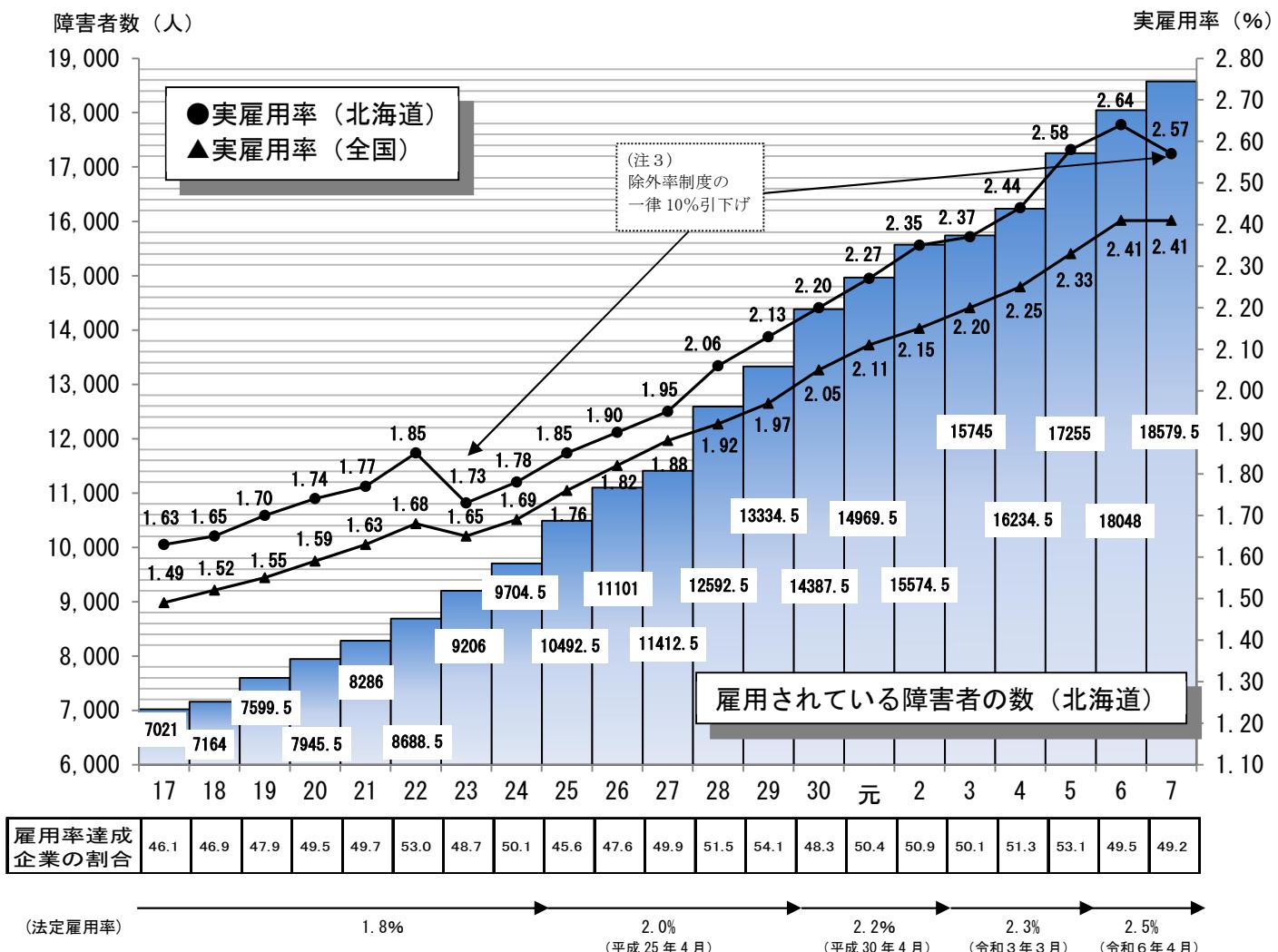
法定雇用率達成法人の割合は、前年と変わらず69.2%となり、4法人が未達成となっている。

☞ 16ページ 6の(1)表

☞ 17ページ 6の(2)表

民間企業における障害者の雇用状況（グラフ）

（1）実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



（資料出所）厚生労働省職業安定局集計

（注1）雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

（注2）「障害者の数」とは、次の表に掲げる者の合計数である。

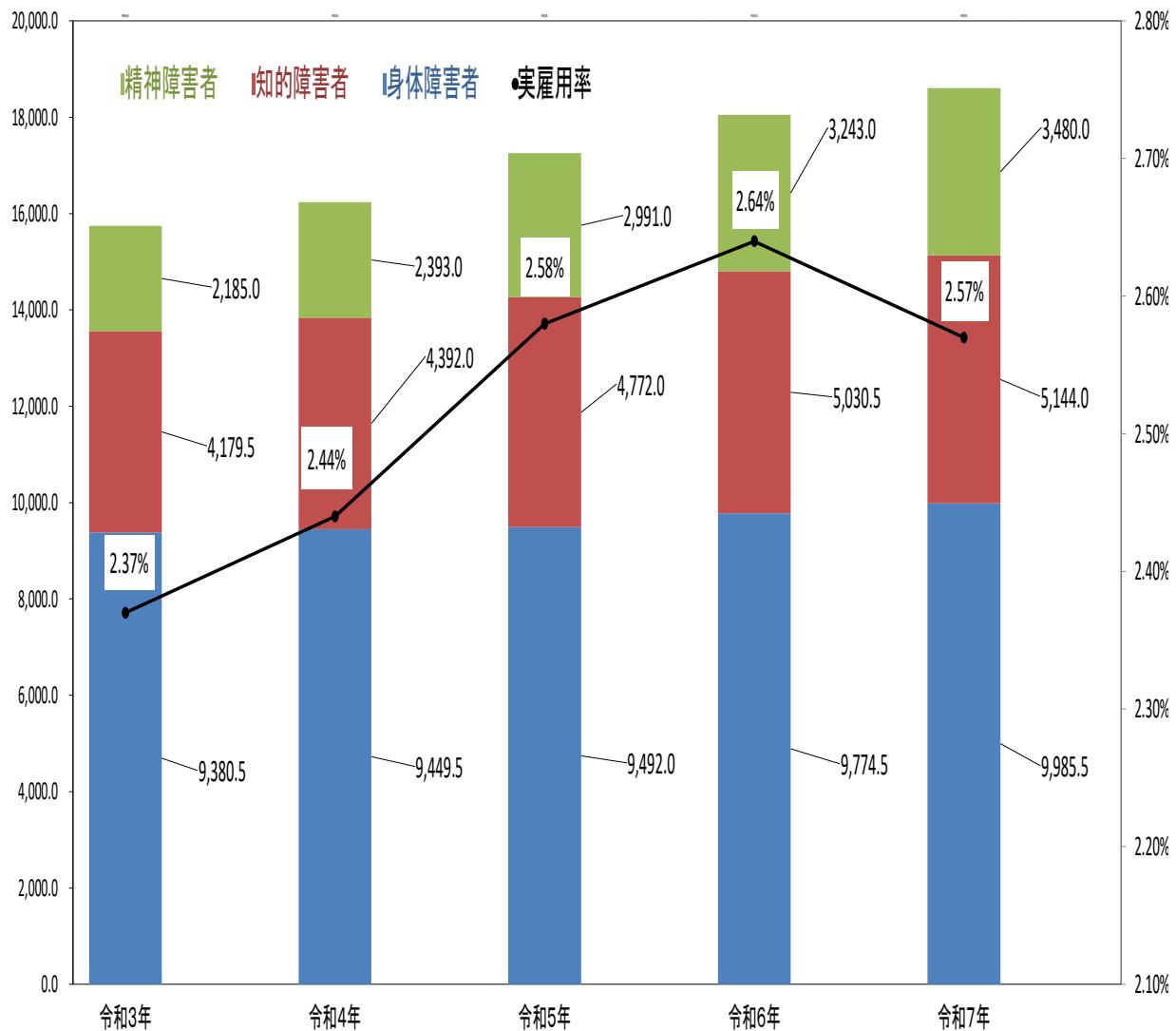
平成17年まで	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～平成22年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者・重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
平成23年～令和5年	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※） ※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。 ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得了した者であること 令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。
令和6年以降	身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント） 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

（注3）平成22年7月及び令和7年4月に、民間企業に設定されている除外率制度（雇用義務数を算定する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種に属する事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度）について、すべての設定業種の除外率が一律10%引き下げられている。

（参考例）～除外率40%が設定されていた業種で、常用労働者数1,000人の企業の場合
令和7年3月まで [除外率40%] → $(1,000 \text{人} - 1,000 \times 40\%) \times 2.5\% = 15 \text{人}$ (法定雇用義務数)
令和7年4月から [除外率30%] → $(1,000 \text{人} - 1,000 \times 30\%) \times 2.5\% = 17 \text{人}$ (法定雇用義務数)

(2) 障害種別の雇用障害者数の推移

<障害者数(人)>

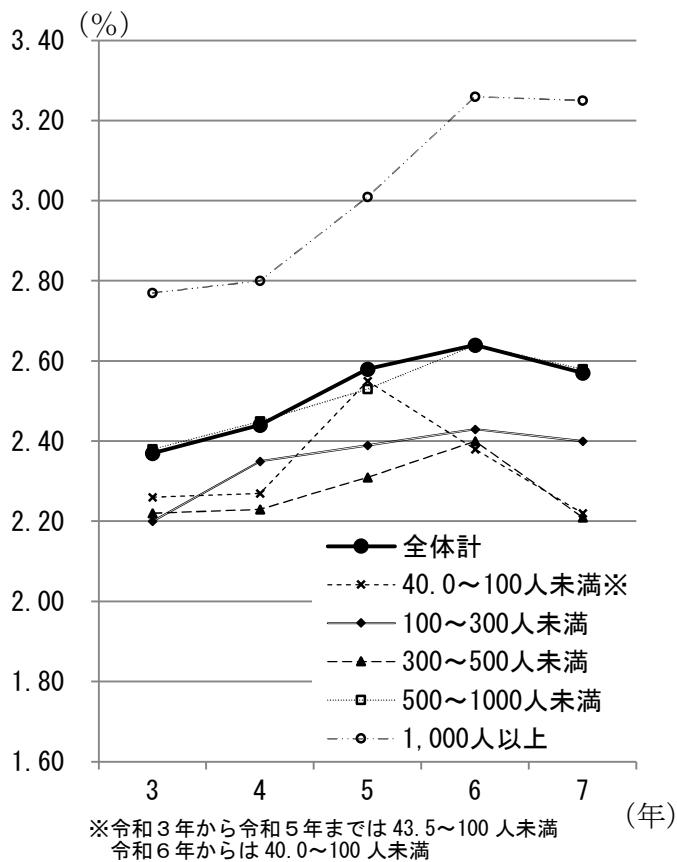


	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
対象労働者数	663,996.0	666,021.0	668,944.0	684,930.0	723,554.0
雇用障害者数	15,745.0	16,234.5	17,255.0	18,048.0	18,579.5
身体障害者	9,380.5	9,449.5	9,492.0	9,774.5	9,985.5
知的障害者	4,179.5	4,392.0	4,772.0	5,030.5	5,144.0
精神障害者	2,185.0	2,393.0	2,991.0	3,243.0	3,480.0
雇用率	2.37%	2.44%	2.58%	2.64%	2.57%

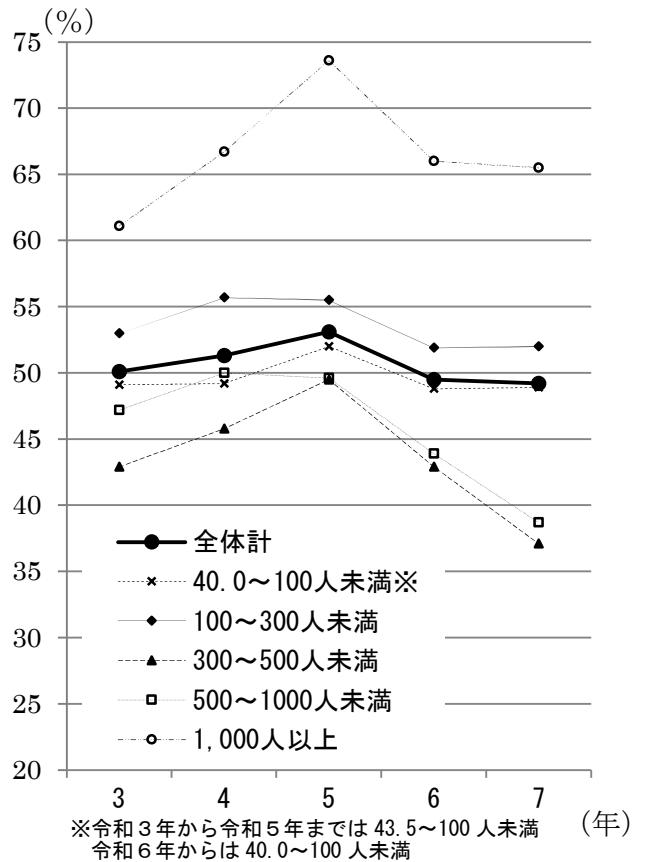
注1 「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

注2 「雇用障害者数」とは、(1) グラフ注2と同様である。

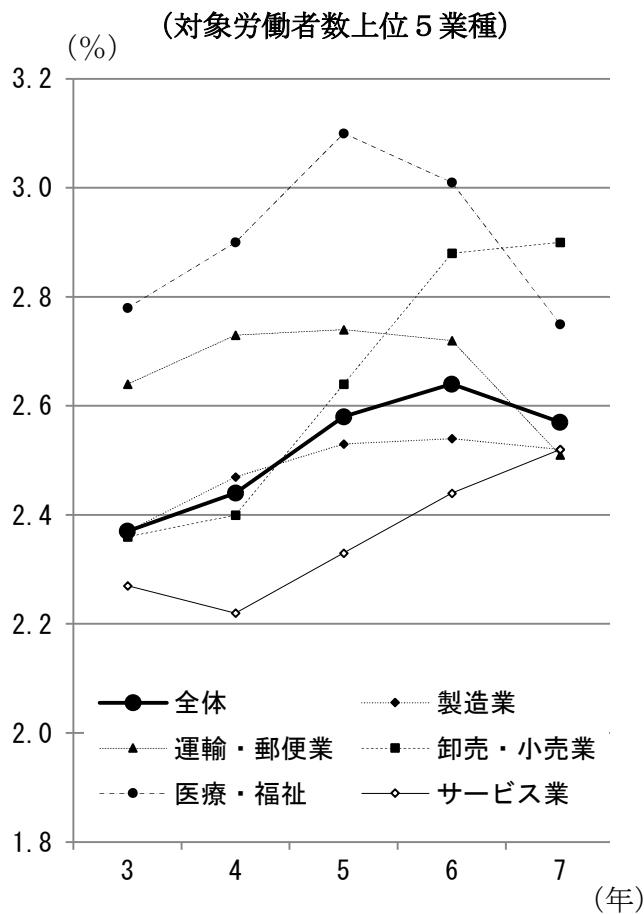
(3) 企業規模別実雇用率の推移



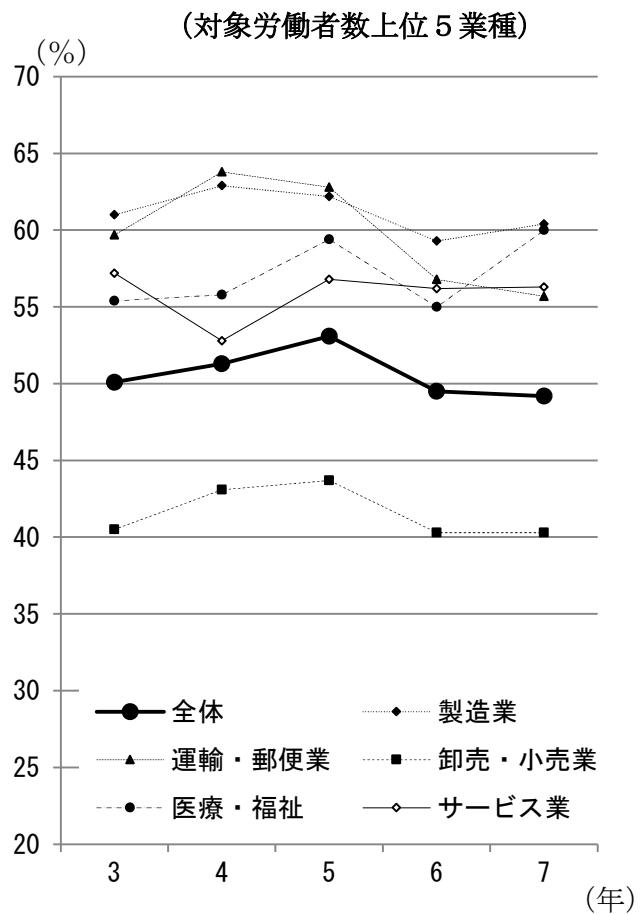
(4) 企業規模別達成企業割合の推移



(5) 産業別実雇用率の推移



(6) 産業別達成企業割合の推移



< 総括表 >

1 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
北海道	7年	企業 4,365	人 723,554.0	人 18,579.5	% 2.57	企業 2,146 / 4,365	% 49.2
	6年	4,218	684,930.0	18,048.0	2.64	2,088 / 4,218	49.5
全 国	7年	120,467	29,210,526.0	704,610.0	2.41	55,434 / 120,467	46.0
	6年	117,239	28,162,399.0	677,461.5	2.41	53,875 / 117,239	46.0

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

2 地方公共団体における障害者の在職状況

(各年6月1日現在)

区分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 達成割合
法定雇用率2.8%適用機関							
北海道	7年	機関 227	人 86,040.0	人 2,237.5	% 2.60	機関 136 / 227	% 59.9
	6年	222	80,469.5	2,164.0	2.69	136 / 222	61.3
全 国	7年	2,681	2,180,983.5	61,112.5	2.80	1,908 / 2,681	71.2
	6年	2,700	2,064,209.5	58,892.0	2.85	1,962 / 2,700	72.7
法定雇用率2.7%適用機関							
北海道	7年	機関 6	人 38,805.5	人 985.0	% 2.54	機関 3 / 6	% 50.0
	6年	6	38,879.5	952.5	2.45	3 / 6	50.0
全 国	7年	94	803,974.0	18,550.5	2.31	40 / 94	42.6
	6年	93	728,083.5	17,719.0	2.43	50 / 93	53.8

注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 法定雇用率2.8%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村長部局及び下記注釈4以外の市町村の教育委員会等である。

4 法定雇用率2.7%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 法定雇用率2.8%適用機関の全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

3 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.8%】

(各年6月1日現在)

区分			① 法人数	② 対象労働者数	③ 障害者の数	④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 達成割合
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	7年	法人 13	人 12,288.0	人 297.5	% 2.42	9 / 13	% 69.2
		6年	13	10,801.5	280.0	2.59	9 / 13	69.2
	全 国	7年	377	528,687.5	14,120.0	2.67	249 / 377	66.0
		6年	373	471,294.0	13,419.0	2.85	285 / 373	76.4
国立大学法人等	北海道	7年	5	9,008.5	207.5	2.30	3 / 5	60.0
		6年	5	7,842.5	199.5	2.54	3 / 5	60.0
	全 国	7年	85	173,554.0	4,616.5	2.66	49 / 85	57.6
		6年	86	150,869.0	4,266.5	2.83	65 / 86	75.6
地方独立 行政法人等	北海道	7年	8	3,279.5	90.0	2.74	6 / 8	75.0
		6年	8	2,959.0	80.5	2.72	6 / 8	75.0
	全 国	7年	198	118,614.0	2,863.0	2.41	128 / 198	64.6
		6年	193	101,121.5	2,651.5	2.62	140 / 193	72.5

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ③欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当する。また、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人及び公立大学法人が該当する。

< 詳細表 >

4 一般の民間企業における障害者の雇用状況【法定雇用率2.5%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F. 計	A×2+B+C+(D+E)×0.5	F÷②×100	
北海道	7年	企業 4,365	人 723,554.0	人 2,913	人 1,324	人 10,362	人 1,554	人 581	人 18,579.5	% 2.57	企業 2,146	% 49.2
	6年	4,218	684,930.0	2,826	1,356	10,004	1,654	418	18,048.0	2.64	2,088	49.5
全国	7年	120,467	29,210,526.0	131,865	56,620	355,741	38,811	18,227	704,610.0	2.41	55,434	46.0
	6年	117,239	28,162,399.0	130,135	54,411	336,004	39,558	13,995	677,461.5	2.41	53,875	46.0

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分		① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者である特定短時間労働者	F. 計	A×2+B+C+(D+E)×0.5	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	E. 重度知的障害者である特定短時間労働者	F. 計	A×2+B+C+(D+E)×0.5	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 精神障害者である特定短時間労働者	F. 計	C+D+E×0.5
北海道	7年	人 18,579.5	人 2,688	人 399	人 3,814	人 553	人 240	人 9,985.5	人 225	人 74	人 4,065	人 1,001	人 49	人 5,114.0	人 2,483	人 851	人 292	人 3,480.0			
	6年	18,048.0	2,593	412	3,787	595	184	9,774.5	233	82	3,934	1,059	38	5,030.5	2,283	862	196	3,243.0			
全国	7年	704,610.0	108,818	13,332	131,727	16,201	6,238	373,914.5	23,047	4,425	99,821	22,610	1,017	162,153.5	124,193	38,863	10,972	168,542.0			
	6年	677,461.5	107,220	13,040	130,667	16,593	5,011	368,949.0	22,915	4,469	95,510	22,965	1,008	157,795.5	109,827	36,902	7,976	150,717.0			

注) 1 ①欄の「障害者の数」とは、②③④Fの計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」並びに②③④E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③B欄及び④D欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(3) 企業規模別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数	⑥ 達成 割合	
				A. 重度 身体 障害 者及 び重 度知 的障 害 者	B. 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者である 短時間労働 者	E. 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間労働 者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$			
40.0～ 100人未満	7年	企業 2,687	人 168,837.0	人 576	人 445	人 1,888	人 472	人 68	人 3,755.0	% 2.22	企業 1,315	% 48.9
	6年	2,645	167,270.0	572	522	2,009	564	52	3,983.0	2.38	1,292	48.8
100～ 300人未満	7年	1,273	206,122.0	854	307	2,616	479	143	4,942.0	2.40	662	52.0
	6年	1,192	195,117.0	851	268	2,531	410	90	4,751.0	2.43	619	51.9
300～ 500人未満	7年	210	80,318.5	280	110	1,011	150	44	1,778.0	2.21	78	37.1
	6年	205	78,313.0	323	107	1,034	142	39	1,877.5	2.40	88	42.9
500～ 1,000人未満	7年	137	92,479.5	407	115	1,356	134	68	2,386.0	2.58	53	38.7
	6年	123	83,593.0	372	104	1,271	135	39	2,206.0	2.64	54	43.9
1,000人以上	7年	58	175,797.0	796	347	3,491	319	258	5,718.5	3.25	38	65.5
	6年	53	160,637.0	708	355	3,159	403	198	5,230.5	3.26	35	66.0
規模計	7年	4,365	723,554.0	2,913	1,324	10,362	1,554	581	18,579.5	2.57	2,146	49.2
	6年	4,218	684,930.0	2,826	1,356	10,004	1,654	418	18,048.0	2.64	2,088	49.5

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。

(4) 産業別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分		① 企業数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成企 業の数	⑥ 達成 割合	
				A. 重度 身体 障害 者及 び重 度知 的障 害 者	B. 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間労働 者	C. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者	D. 重度以外 の身体障 害者、知的 障害者及 び精神障 害者である 短時間労働 者	E. 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間労働 者	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$			
建設業	7年	企業 345	人 30,115.5	人 141	人 16	人 250	人 11	人 6	人 556.5	% 1.85	企業 171	% 49.6
	6年	273	23,923.0	111	9	224	5	3	459.0	1.92	135	49.5
製造業	7年	591	80,045.0	351	54	1,217	76	15	2,018.5	2.52	357	60.4
	6年	594	79,697.0	348	67	1,198	106	16	2,022.0	2.54	352	59.3
電気・ガス・ 熱供給・水道業	7年	18	13,246.0	97	4	142	2	1	341.5	2.58	10	55.6
	6年	18	12,885.0	92	2	143	1	—	329.5	2.56	9	50.0
情報通信業	7年	151	21,701.5	98	18	186	6	5	405.5	1.87	63	41.7
	6年	155	21,617.5	100	11	162	10	6	381.0	1.76	67	43.2
運輸・郵便業	7年	395	57,164.0	275	54	788	63	17	1,432.0	2.51	220	55.7
	6年	352	49,907.5	257	54	751	60	14	1,356.0	2.72	200	56.8
卸売・小売業	7年	647	174,201.0	610	327	3,199	330	270	5,046.0	2.90	261	40.3
	6年	647	168,773.5	575	365	3,022	438	193	4,852.5	2.88	261	40.3
金融・保険業	7年	57	16,588.5	80	8	175	8	3	348.5	2.10	23	40.4
	6年	53	15,024.5	73	7	137	3	1	292.0	1.94	17	32.1
不動産・ 物品賃貸業	7年	93	14,674.0	50	8	139	14	5	256.5	1.75	28	30.1
	6年	97	14,654.0	53	12	141	20	5	271.5	1.85	27	27.8
学術研究・専門・ 技術サービス業	7年	140	15,468.0	51	12	132	5	6	251.5	1.63	55	39.3
	6年	137	14,216.0	50	10	114	6	2	228.0	1.60	50	36.5
宿泊・飲食サービ ス業	7年	162	26,619.5	66	57	303	90	33	553.5	2.08	74	45.7
	6年	157	23,416.0	62	62	274	92	23	517.5	2.21	71	45.2
生活関連サー ビス・娯楽業	7年	103	13,285.5	82	39	473	70	23	722.5	5.44	53	51.5
	6年	101	13,323.0	87	40	454	59	12	703.5	5.28	47	46.5
教育・ 学習支援業	7年	94	11,564.0	38	13	66	4	2	158.0	1.37	32	34.0
	6年	88	10,289.5	37	11	58	5	1	146.0	1.42	29	33.0
医療・福祉	7年	969	165,479.0	672	582	2,214	692	115	4,543.5	2.75	494	51.0
	6年	948	152,899.0	672	568	2,304	682	84	4,599.0	3.01	521	55.0
複合 サービス業	7年	133	19,099.0	52	10	206	20	3	331.5	1.74	51	38.3
	6年	137	20,843.5	58	11	213	17	1	349.0	1.67	50	36.5
サービス業	7年	407	57,453.0	232	113	759	148	72	1,446.0	2.52	229	56.3
	6年	406	57,218.5	233	116	718	137	52	1,394.5	2.44	228	56.2
その他	7年	60	6,851.0	18	9	113	15	5	168.0	2.45	25	41.7
	6年	55	6,242.5	18	11	91	13	5	147.0	2.35	24	43.6
産業計	7年	4,365	723,554.0	2,913	1,324	10,362	1,554	581	18,579.5	2.57	2,146	49.2
	6年	4,218	684,930.0	2,826	1,356	10,004	1,654	418	18,048.0	2.64	2,088	49.5

注) 4(1)の表の注釈とすべて同様。区分は第12改定(平成19年総務省告示第618号)日本標準産業分類において分類された業種区分による。

(5) 地域(ハローワーク)別の雇用状況

(令和7年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 対象労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 達成割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者及び精神障害者である短時間労働者	F. 計			
全 国	企業 120,467	人 29,210,526.0	人 131,865	人 56,620	人 355,741	人 38,811	人 18,227	人 704,610.0	% 2.41	企業 55,434	% 46.0
北海道	4,365	人 723,554.0	人 2,913	人 1,324	人 10,362	人 1,554	人 581	人 18,579.5	% 2.57	企業 2,146	% 49.2
札幌圏(注2)	2,040	人 452,863.5	人 1,864	人 893	人 6,528	人 857	人 424	人 11,789.5	% 2.60	企業 901	% 44.2
札 幌	966	人 213,932.5	人 980	人 415	人 3,030	人 429	人 179	人 5,709.0	% 2.67	企業 402	% 41.6
札幌東	583	人 125,648.5	人 475	人 315	人 1,738	人 268	人 126	人 3,200.0	% 2.55	企業 264	% 45.3
札幌北	491	人 113,282.5	人 409	人 163	人 1,760	人 160	人 119	人 2,880.5	% 2.54	企業 235	% 47.9
函 館	299	人 36,431.0	人 120	人 86	人 469	人 159	人 22	人 885.5	% 2.43	企業 155	% 51.8
旭 川	326	人 35,889.0	人 154	人 66	人 512	人 88	人 28	人 944.0	% 2.63	企業 183	% 56.1
帶 広	290	人 40,156.0	人 137	人 59	人 608	人 97	人 21	人 1,000.0	% 2.49	企業 144	% 49.7
北 見	144	人 14,782.5	人 46	人 28	人 227	人 46	人 10	人 375.0	% 2.54	企業 63	% 43.8
紋 別	32	人 2,134.0	人 10	人 2	人 30	人 1	人 0	人 52.5	% 2.46	企業 20	% 62.5
小 樽	111	人 12,914.5	人 51	人 10	人 157	人 29	人 8	人 287.5	% 2.23	企業 57	% 51.4
滝 川	108	人 11,560.5	人 45	人 19	人 351	人 19	人 3	人 471.0	% 4.07	企業 62	% 57.4
釧 路	171	人 19,654.5	人 84	人 49	人 273	人 83	人 10	人 536.5	% 2.73	企業 99	% 57.9
室 蘭	116	人 16,962.0	人 69	人 25	人 188	人 39	人 12	人 376.5	% 2.22	企業 61	% 52.6
岩 見 沢	69	人 7,719.0	人 36	人 15	人 112	人 20	人 4	人 211.0	% 2.73	企業 42	% 60.9
稚 内	45	人 3,435.5	人 12	人 3	人 45	人 10	人 2	人 78.0	% 2.27	企業 23	% 51.1
岩 内	43	人 4,372.0	人 22	人 1	人 47	人 4	人 4	人 96.0	% 2.20	企業 26	% 60.5
留 萌	31	人 3,616.0	人 8	人 4	人 41	人 6	人 5	人 66.5	% 1.84	企業 14	% 45.2
名 寄	46	人 4,234.0	人 20	人 2	人 83	人 6	人 6	人 131.0	% 3.09	企業 31	% 67.4
浦 河	39	人 3,033.5	人 10	人 7	人 54	人 22	人 6	人 95.0	% 3.13	企業 25	% 64.1
網 走	53	人 4,735.0	人 13	人 5	人 62	人 8	人 2	人 98.0	% 2.07	企業 32	% 60.4
苦 小 牧	196	人 24,716.0	人 127	人 28	人 264	人 28	人 10	人 565.0	% 2.29	企業 100	% 51.0
根 室	63	人 5,124.0	人 14	人 4	人 56	人 4	人 2	人 91.0	% 1.78	企業 33	% 52.4
千 歳	143	人 19,221.5	人 71	人 18	人 255	人 28	人 2	人 430.0	% 2.24	企業 75	% 52.4

注) 1 4(1)の表の注釈とすべて同様。

2 「札幌圏」は、札幌、札幌東及び札幌北公共職業安定所管轄区域を集計した数値である。

(6) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

(各年6月1日現在)

区分	① 法定雇用率未達成企業数	② 不 足 数								③ 障害者の数が0人である企業数
		0.5~1人	1.5~2人	2.5~3人	3.5~4人	4.5~8人	8.5~20人	20.5~30人	30.5人~	
40.0~ 100人未満	7年 6年	1,372 1,353	1,189 1,197	183 156	- -	- -	- -	- -	- -	1,210 1,188
100~ 300人未満	7年 6年	611 573	216 231	229 212	109 83	43 36	14 11	- -	- -	111 90
300~ 500人未満	7年 6年	132 117	21 24	29 31	28 28	22 16	31 18	1 -	- -	2 0
500~ 1,000人未満	7年 6年	84 69	15 13	20 13	12 10	12 12	21 14	4 7	- -	0 0
1,000人以上	7年 6年	20 18	2 - 1	3 5	2 - 9	1 6 9	6 3	- -	- -	0 0
規模計	7年 6年	2,219 2,130	1,443 1,465	464 413	151 126	78 64	72 52	11 10	- -	1,323 1,278

注) ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在雇用している障害者の数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(7) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

(令和7年6月1日現在)

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
民間企業	7年	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
		人	人	人	人	人	人
	6年	248	603	73	3,027	2,353	6,304
		253	639	82	3,246	2,337	6,557

注) 1 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

2 集計は実人数。

② 企業規模別の雇用状況

(令和7年6月1日現在)

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
40.0～ 100人未満	7年	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
		人	人	人	人	人	人
100～ 300人未満	7年	47	129	14	681	533	1,404
	6年	51	134	19	800	557	1,561
300～ 500人未満	7年	70	191	24	865	676	1,826
	6年	74	202	31	873	684	1,864
500～ 1,000人未満	7年	27	44	10	318	236	635
	6年	40	55	11	404	254	764
1,000人以上	7年	49	90	11	443	308	901
	6年	39	90	9	447	306	891
規模計	7年	55	149	14	720	600	1,538
	6年	49	158	12	722	536	1,477
		248	603	73	3,027	2,353	6,304
		253	639	82	3,246	2,337	6,557

注) (7) ①注釈とすべて同様

③ 産業別の雇用状況

(令和7年6月1日現在)

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
建設業	7年	人 4	人 21	人 2	人 125	人 150	人 302
	6年	人 4	人 16	人 3	人 129	人 131	人 283
製造業	7年	人 18	人 90	人 8	人 272	人 207	人 595
	6年	人 17	人 127	人 10	人 330	人 229	人 713
電気・ガス・熱供給・水道業	7年	人 10	人 16	人 1	人 103	人 65	人 195
	6年	人 6	人 16	人 1	人 112	人 59	人 194
情報通信業	7年	人 4	人 15	人 1	人 54	人 63	人 137
	6年	人 7	人 17	人 2	人 78	人 71	人 175
運輸・郵便業	7年	人 8	人 28	人 6	人 321	人 286	人 649
	6年	人 10	人 31	人 7	人 386	人 288	人 722
卸売・小売業	7年	人 46	人 89	人 11	人 602	人 525	人 1,273
	6年	人 43	人 86	人 10	人 622	人 469	人 1,230
金融・保険業	7年	人 8	人 25	人 3	人 90	人 51	人 177
	6年	人 9	人 26	人 4	人 81	人 54	人 174
不動産・物品賃貸業	7年	人 5	人 16	人 0	人 70	人 40	人 131
	6年	人 5	人 15	人 0	人 78	人 48	人 146
学術研究・専門・技術サービス業	7年	人 13	人 13	人 1	人 50	人 48	人 125
	6年	人 10	人 14	人 1	人 47	人 46	人 118
宿泊業・飲食サービス業	7年	人 6	人 22	人 3	人 95	人 72	人 198
	6年	人 6	人 21	人 4	人 98	人 65	人 194
生活関連サービス業・娯楽業	7年	人 7	人 32	人 4	人 72	人 25	人 140
	6年	人 7	人 37	人 4	人 78	人 33	人 159
教育・学習支援業	7年	人 1	人 0	人 1	人 30	人 35	人 67
	6年	人 4	人 1	人 1	人 32	人 36	人 74
医療・福祉	7年	人 99	人 182	人 19	人 744	人 464	人 1,508
	6年	人 103	人 179	人 19	人 764	人 482	人 1,547
複合サービス事業	7年	人 4	人 9	人 3	人 73	人 46	人 135
	6年	人 4	人 11	人 6	人 80	人 53	人 154
サービス業	7年	人 13	人 41	人 10	人 311	人 266	人 641
	6年	人 16	人 37	人 8	人 308	人 258	人 627
その他	7年	人 2	人 4	人 0	人 15	人 10	人 31
	6年	人 2	人 5	人 2	人 23	人 15	人 47
産業計	7年	人 248	人 603	人 73	人 3,027	人 2,353	人 6,304
	6年	人 253	人 639	人 82	人 3,246	人 2,337	人 6,557

注) (7) ①注釈とすべて同様

5 地方公共団体における障害者の在職状況

(1) 法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況（概況）

(各年6月1日現在)

区分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 達成割合
				A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者、及び精神障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$			
北海道	7年	機関 227	人 86,040.0	人 555	人 73	人 1,021	人 56	人 11	人 2,237.5	% 2.60	機関 136	% 59.9
	6年	222	80,469.5	550	74	955	62	8	2,164.0	2.69	136	61.3
全国	7年	2,681	2,180,983.5	12,980	3,789	30,075	2,091	486	61,112.5	2.80	1,908	71.2
	6年	2,700	2,064,209.5	12,832	3,465	28,547	2,068	364	58,892.0	2.85	1,962	72.7

注) 1 ②欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 法定雇用率2.8%適用機関とは、都道府県知事部局、都道府県機関（企業局、議会事務局、警察等）、市町村部局及び下記5(4)注釈2以外の市町村の教育委員会等である。

5 全国の数値については、国の機関（行政・立法・司法機関）が含まれる。

(2) 法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況（障害種別）

(各年6月1日現在)

区分		① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者	D. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	E. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	A. 重度知的障害者	B. 重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の知的障害者	D. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	E. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$	C. 精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 精神障害者である特定短時間勤務職員	F. 計 $C + D + E \times 0.5$
北海道	7年	人 2,237.5	人 553	人 38	人 637	人 44	人 4	人 1,805.0	人 2	人 0	人 67	人 12	人 0	人 77.0	人 317	人 35	人 7	人 355.5
	6年	2,164.0	548	40	598	51	3	1,761.0	2	0	59	11	0	68.5	298	34	5	334.5
全国	7年	人 61,112.5	12,819	1,227	15,496	1,708	225	43,327.5	161	48	1,834	383	11	2,401.0	12,745	2,514	250	15,384.0
	6年	58,892.0	12,682	1,211	15,324	1,702	184	42,842.0	150	55	1,716	366	13	2,260.5	11,507	2,199	167	13,789.5

注) 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④F欄の計である。

2 ②③A欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③F欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」並びに②③④E欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③B欄及び④D欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については1人を1カウントとしている。

4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のE欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

(3) 法定雇用率2.8%が適用される機関の在職状況 (身体障害者の部位別雇用状況)

(令和7年6月1日現在)

注) 集計は実人数。

(4) 法定雇用率2.7%が適用される機関の在職状況(概況)

(各年 6 月 1 日現在)

区分	① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 達成 割合	
			A. 重度身体 障害者及 び重度知 的障害者	B. 重度身体障 害者、重度 知的障害者 及び精神障 害者である 短時間勤務 職員	C. 重度以外 の身体障 害者、知 的障害者 及び精神障 害者である 短時間勤務 職員	D. 重度以外の 身体障害者 及び知的障 害者である 短時間勤務 職員	E. 重度身体障 害者、重度知 的障害者及 び精神障害 者である特 定短時間勤 務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$				
北海道	機関 7年	人 6	人 38,805.5	人 261	人 1	人 459	人 4	人 2	人 985.0	% 2.54	機関 3	% 50.0
	6年	6	38,879.5	259	1	431	2	3	952.5	2.45	3	50.0
全 国	7年	94	803,974.0	4,027	851	9,322	514	133	18,550.5	2.31	40	42.6
	6年	93	728,083.5	3,979	793	8,680	482	94	17,719.0	2.43	50	53.8

注) 1 5(1)の表の注釈1~3と同様。

法定雇用率2.7%適用機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

(5) 法定雇用率2.7%が適用される機関の在職状況（障害種別）

(各年 6 月 1 日現在)

区分		① 障害者 の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
			A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 重度身 体障害 者	F. 計	A. 重度知 的障害 者	B. 重度知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の知 的障害 者	D. 重度以 外の知 的障害 者であ る短時 間勤務 職員	E. 重度知 的障害 者	F. 計	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者であ る短時 間勤務 職員	E. 精神障 害者で ある特 定短時 間勤務 職員	D. 計
北海道	7年	人 985.0	人 261	人 1	人 256	人 4	人 2	人 782.0	人 0	人 0	人 52	人 0	人 0	人 52.0	人 151	人 0	人 151.0	
	6年	人 952.5	人 259	人 1	人 260	人 2	人 3	人 781.5	人 0	人 0	人 27	人 0	人 0	人 27.0	人 144	人 0	人 0	人 144.0
全国	7年	人 18,550.5	人 3,931	人 267	人 4,415	人 379	人 92	人 12,779.5	人 96	人 10	人 889	人 135	人 2	人 1,159.5	人 4,018	人 574	人 39	人 4,611.5
	6年	人 17,719.0	人 3,887	人 243	人 4,353	人 355	人 70	人 12,582.5	人 92	人 14	人 794	人 127	人 1	人 1,056.0	人 3,533	人 536	人 23	人 4,080.5

注) 5(2)の表の注釈とすべて同様。

(6) 法定雇用率 2.7% が適用される機関の在職状況 (身体障害者の部位別雇用状況)

(令和7年6月1日現在)

区分	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・ぞしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害					
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じんじやく機能障害	呼吸機能障害	うきゆうせうじやく能障害	小脳機能障害	免疫機能障害
北海道	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	7年	524	34		58	3	31	65	88	21	22	96	51	5	21	5
6年	人	525	35	20	57	2	34	67	87	19	24	100	52	5	17	4
	7年	525	35		57	2	34	67	87	19	24	100	52	5	17	4

注) 集計は実人数。

6 独立行政法人等における障害者の雇用状況【法定雇用率2.8%】

(1) 概況

(各年6月1日現在)

区分			① 法人 数	② 対象 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 達成割合	
					A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者				
独立行政法人等 及び 地方独立行政法人等	北海道	7年	法人 13	人 12,288.0	人 66	人 12	人 152	人 1	人 2	人 297.5	% 2.42	法人 9	% 69.2
		6年	13	10,801.5	63	11	141	1	3	280.0	2.59	9	69.2
	全 国	7年	377	528,687.5	2,971	709	7,250	304	134	14,120.0	2.67	249	66.0
		6年	373	471,294.0	2,923	627	6,767	273	85	13,419.0	2.85	285	76.4
国立大学 法人等	北海道	7年	5	9,008.5	X	X	X	X	X	207.5	2.30	3	60.0
		6年	5	7,842.5	X	X	X	X	X	199.5	2.54	3	60.0
	全 国	7年	85	173,554.0	1,061	147	2,308	43	36	4,616.5	2.66	49	57.6
		6年	86	150,869.0	1,020	108	2,089	31	28	4,266.5	2.83	65	75.6
地方独立行政法人等	北海道	7年	8	3,279.5	X	X	X	X	X	90.0	2.74	6	75.0
		6年	8	2,959.0	X	X	X	X	X	80.5	2.72	6	75.0
	全 国	7年	198	118,614.0	549	203	1,505	72	42	2,863.0	2.41	128	64.6
		6年	193	101,121.5	535	186	1,350	66	25	2,651.5	2.62	140	72.5

注) 1 ②欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指しており、北海道においては、国立大学法人が該当となる。また、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指しており、北海道においては、地方独立行政法人等及び公立大学法人が該当となる。

5 ③欄の「障害者の数」については、数値が少數であるため「X」で秘匿している。

(2) 障害種別の雇用状況

(各年6月1日現在)

区分	① 障害者 の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		A. 重度身 体障害 者	B. 重度身 体障害 者である 短時 間労働 者	C. 重度以 外の身 体障害 者	D. 重度以 外の身 体障害 者である 短时 间劳 働者	E. 重度身 体障害 者である 特定短 时间劳 働者	F. 计 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$	A. 重度知 的障 害者	B. 重度知 的障 害者 である 短时 间劳 働者	C. 重度以 外の知 的障 害者	D. 重度知 的障 害者 である 短时 间劳 働者	E. 重度知 的障 害者 である 特定短 时间劳 働者	F. 计 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$	C. 精神障 害者	D. 精神障 害者 である 短时 间劳 働者	E. 精神障 害者 である 特定短 时间劳 働者	F. 计 $C + D + E \times 0.5$	
北海道	7年	人 297.5	人 66	人 6	人 67	人 1	人 0	人 205.5	人 0	人 0	人 4	人 0	人 0	人 4.0	人 81	人 6	人 2	人 88.0
	6年	人 280.0	人 63	人 5	人 63	人 1	人 1	人 195.0	人 0	人 0	人 3	人 0	人 0	人 3.0	人 75	人 6	人 2	人 82.0
全国	7年	人 14,120.0	人 2,494	人 230	人 2,822	人 241	人 57	人 8,189.0	人 477	人 11	人 1,092	人 63	人 2	人 2,089.5	人 3,336	人 468	人 75	人 3,841.5
全国	6年	人 13,419.0	人 2,480	人 223	人 2,793	人 210	人 37	人 8,099.5	人 443	人 15	人 1,030	人 63	人 0	人 1,962.5	人 2,944	人 389	人 48	人 3,357.0

注) 1 ①欄の「障害者の数」とは②③④F 欄の計である。

2 ②③A 欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③F 欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③D 欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」並びに②③④E 欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F 欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、②③B 欄及び④D 欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のA、C 欄及び④のC 欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③欄のB、D 欄及び④のD 欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のE 欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

(3) 身体障害者の部位別雇用状況

(令和7年6月1日現在)

区分		計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害
北海道		人 140	人 8	人 8	人 2	人 58	人 64
	7年	人 133	人 6	人 5	人 1	人 67	人 54
	6年						

注) 集計は実人数。

7 公的機関の個別の障害者在職（雇用）状況

（1）北海道の機関の在職状況

【法定雇用率2.8%が適用される機関】

（令和7年6月1日現在）

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合計（6機関）	人 15,614.5	人 456.5	% 2.92	人 4.0	
北海道知事部局	13,492.5	398.5	2.95	0.0	
北海道企業局	113.0	3.0	2.65	0.0	
北海道道立病院局	443.5	8.0	1.80	4.0	
北海道議会事務局	85.0	2.0	2.35	0.0	
北海道監査委員事務局	50.0	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,430.5	44.0	3.08	0.0	

【法定雇用率2.7%が適用される機関】

（令和7年6月1日現在）

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
北海道教育委員会	人 29,638.0	人 769.0	% 2.59	人 31.0	

注) 1 ①欄の「対象職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村等機関の在職状況

【法定雇用率 2.8%が適用される機関（市町村長部局）】 (令和7年6月1日現在)

機関名	①対象職員数 人	②障害者の数 人	③実雇用率 %	④不足数 人	備考
合計 (221機関)	70,425.5	1,781.0	2.53	209.5	
札幌市	10,174.0	288.0	2.83	0.0	
北広島市 (特例)	588.5	19.5	3.31	0.0	特例認定（注3）
江別市 (特例)	1,656.0	48.0	2.90	0.0	特例認定（注3）
新篠津村	57.0	2.0	3.51	0.0	
石狩市 (特例)	565.5	25.5	4.51	0.0	特例認定（注3）
当別町	189.0	5.0	2.65	0.0	
函館市 (特例)	3,619.5	105.0	2.90	0.0	特例認定（注3）
北斗市	233.0	6.0	2.58	0.0	
木古内町	70.0	1.0	1.43	0.0	
知内町	53.5	0.0	0.00	1.0	注2①
福島町 (特例)	111.0	2.0	1.80	1.0	特例認定（注3） 注2②
松前町	96.0	3.0	3.13	0.0	
七飯町	206.0	5.0	2.43	0.0	
森町	348.5	9.0	2.58	0.0	
八雲町	727.5	16.0	2.20	4.0	
長万部町	159.5	3.0	1.88	1.0	注2③
せたな町	185.0	5.5	2.97	0.0	
今金町	187.0	4.0	2.14	1.0	注2④
江差町	153.0	4.0	2.61	0.0	
上ノ国町	145.5	3.0	2.06	1.0	
厚沢部町	81.5	2.0	2.45	0.0	
乙部町	134.0	4.0	2.99	0.0	
奥尻町	167.5	4.0	2.39	0.0	
鹿部町	80.5	3.5	4.35	0.0	
旭川市	2,031.0	65.5	3.23	0.0	
富良野市	280.0	7.0	2.50	0.0	
美瑛町	208.0	6.0	2.88	0.0	
上川町	159.0	2.0	1.26	2.0	
鷹栖町	138.0	4.0	2.90	0.0	
東神楽町	104.5	3.0	2.87	0.0	
上富良野町	172.0	3.0	1.74	1.0	
中富良野町	142.0	4.0	2.82	0.0	
南富良野町	99.5	2.0	2.01	0.0	
比布町	78.0	1.0	1.28	1.0	
当麻町	118.0	3.0	2.54	0.0	
東川町	223.0	3.0	1.35	3.0	
占冠村	59.5	2.0	3.36	0.0	
愛別町	67.0	0.0	0.00	1.0	
幌加内町	74.0	2.5	3.38	0.0	
帶広市 (特例)	1,627.5	47.5	2.92	0.0	特例認定（注3）
士幌町	279.5	5.0	1.79	2.0	注2⑤
新得町	169.0	2.0	1.18	2.0	
中札内村	164.0	1.5	0.91	2.5	

機関名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
浦幌町	167.0	3.0	1.80	1.0	
広尾町	128.0	3.0	2.34	0.0	
足寄町	254.5	7.0	2.75	0.0	
更別村	125.0	4.0	3.20	0.0	
音更町（特例）	430.0	14.0	3.26	0.0	特例認定（注3）
豊頃町	97.5	2.5	2.56	0.0	
清水町	126.0	3.0	2.38	0.0	
陸別町	98.0	2.0	2.04	0.0	
大樹町	281.0	4.0	1.42	3.0	
池田町	249.5	6.0	2.40	0.0	
幕別町	348.0	10.0	2.87	0.0	
芽室町	408.5	13.0	3.18	0.0	
上士幌町	130.0	5.0	3.85	0.0	
本別町	153.0	3.0	1.96	1.0	
鹿追町	231.5	5.0	2.16	1.0	
北見市（特例）	1,700.5	49.0	2.88	0.0	特例認定（注3）
訓子府町	85.0	2.0	2.35	0.0	
置戸町	116.0	3.0	2.59	0.0	
遠軽町	249.5	7.0	2.81	0.0	
美幌町（特例）	491.0	10.0	2.04	3.0	特例認定（注3）
佐呂間町	115.0	2.0	1.74	1.0	
湧別町	150.0	3.0	2.00	1.0	
津別町	103.0	5.0	4.85	0.0	
紋別市	243.5	1.5	0.62	4.5	
滝上町	174.5	3.0	1.72	1.0	
興部町	161.0	2.0	1.24	2.0	
雄武町	183.0	9.0	4.92	0.0	
西興部村	51.5	1.0	1.94	0.0	
小樽市	876.5	22.0	2.51	2.0	
余市町	224.0	5.0	2.23	1.0	
古平町	75.5	2.0	2.65	0.0	
仁木町（特例）	95.0	4.0	4.21	0.0	特例認定（注3）
積丹町	55.0	1.0	1.82	0.0	
赤井川村	54.0	2.0	3.70	0.0	
滝川市	806.0	17.0	2.11	5.0	
上砂川町	115.5	3.0	2.60	0.0	
妹背牛町	79.0	0.5	0.63	1.5	
芦別市	212.0	5.0	2.36	0.0	
砂川市	266.0	9.0	3.38	0.0	
新十津川町	80.5	2.0	2.48	0.0	
沼田町	172.0	4.5	2.62	0.0	
北竜町	80.0	2.0	2.50	0.0	
深川市	554.0	13.0	2.35	2.0	
歌志内市	140.0	3.0	2.14	0.0	
奈井江町	155.0	5.0	3.23	0.0	
赤平市	353.5	4.0	1.13	5.0	
雨竜町	45.0	2.0	4.44	0.0	
秩父別町	52.0	0.5	0.96	0.5	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
釧路市 (特例)	2,816.5	65.5	2.33	12.5	特例認定 (注3)
釧路町	246.5	5.0	2.03	1.0	注2⑥
厚岸町 (特例)	357.0	9.0	2.52	0.0	特例認定 (注3)
白糠町	157.5	5.0	3.17	0.0	
標茶町	374.0	9.0	2.41	1.0	注2⑦
浜中町 (特例)	265.5	4.0	1.51	3.0	特例認定 (注3)
弟子屈町	210.0	6.0	2.86	0.0	
鶴居村 (特例)	110.5	4.0	3.62	0.0	特例認定 (注3)
室蘭市	453.0	12.5	2.76	0.0	
登別市	450.0	14.0	3.11	0.0	
伊達市	344.0	11.0	3.20	0.0	
洞爺湖町 (特例)	250.0	5.0	2.00	2.0	特例認定 (注3)
壯瞥町	86.5	2.5	2.89	0.0	
豊浦町	119.0	4.0	3.36	0.0	
岩見沢市	1,305.5	32.0	2.45	4.0	
南幌町	177.0	5.5	3.11	0.0	
美唄市	491.0	9.0	1.83	4.0	
三笠市	236.0	5.5	2.33	0.5	注2⑧
浦臼町	62.0	0.0	0.00	1.0	
月形町	132.5	1.0	0.75	2.0	
稚内市	269.5	7.0	2.60	0.0	
遠別町	79.0	1.0	1.27	1.0	
礼文町	93.0	2.0	2.15	0.0	
天塩町 (特例)	176.0	4.0	2.27	0.0	特例認定 (注3)
猿払村	156.0	2.0	1.28	2.0	
豊富町	173.0	4.0	2.31	0.0	
利尻富士町	86.0	2.0	2.33	0.0	
幌延町	134.0	3.0	2.24	0.0	
利尻町	95.0	3.0	3.16	0.0	
岩内町	204.5	6.0	2.93	0.0	
共和町	140.0	2.0	1.43	1.0	注2⑨
泊村 (特例)	71.0	2.5	3.52	0.0	特例認定 (注3)
寿都町	73.0	1.0	1.37	1.0	注2⑩
黒松内町 (特例)	88.0	4.0	4.55	0.0	特例認定 (注3)
島牧村	79.0	1.0	1.27	1.0	
蘭越町	208.5	6.5	3.12	0.0	
俱知安町 (特例)	247.0	4.0	1.62	2.0	特例認定 (注3)
京極町	118.0	0.0	0.00	3.0	
二七コ町 (特例)	149.0	2.5	1.68	1.5	特例認定 (注3)
真狩村	96.5	2.0	2.07	0.0	
留寿都村	69.0	0.0	0.00	1.0	
喜茂別町	68.0	2.0	2.94	0.0	
神恵内村	46.0	1.0	2.17	0.0	
留萌市	218.0	6.0	2.75	0.0	
増毛町	92.0	2.0	2.17	0.0	
小平町	85.0	5.0	5.88	0.0	
苦前町	78.5	1.0	1.27	1.0	
羽幌町	133.5	3.0	2.25	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
初山別村	39.5	0.0	0.00	1.0	
名寄市	379.0	10.0	2.64	0.0	
士別市	368.0	8.0	2.17	2.0	
美深町	91.0	2.0	2.20	0.0	
下川町	155.5	4.0	2.57	0.0	
剣淵町 (特例)	114.0	1.0	0.88	2.0	特例認定 (注3)
和寒町	135.0	3.5	2.59	0.0	
中川町	71.5	1.0	1.40	1.0	
枝幸町 (特例)	375.0	4.5	1.20	5.5	特例認定 (注3)
中頓別町	191.5	7.0	3.66	0.0	
浜頓別町	110.0	2.5	2.27	0.5	
浦河町	177.0	6.0	3.39	0.0	
えりも町	183.0	3.0	1.64	2.0	
新冠町	149.0	4.0	2.68	0.0	
様似町	83.0	3.0	3.61	0.0	
新ひだか町	337.0	9.5	2.82	0.0	
網走市	326.5	9.0	2.76	0.0	
大空町	135.0	4.0	2.96	0.0	
斜里町	153.5	2.0	1.30	2.0	
清里町	139.5	2.0	1.43	1.0	
小清水町 (特例)	132.0	2.0	1.52	1.0	特例認定 (注3)
苦小牧市 (特例)	1,744.5	45.0	2.58	3.0	特例認定 (注3)
白老町	307.0	5.0	1.63	3.0	
厚真町	181.0	1.0	0.55	4.0	注2⑪
安平町	118.0	2.0	1.69	1.0	
むかわ町	258.5	5.0	1.93	2.0	
日高町	311.0	9.0	2.89	0.0	
平取町	194.5	3.5	1.80	1.5	
根室市	595.0	15.0	2.52	1.0	
別海町	479.5	7.0	1.46	6.0	
中標津町	389.0	8.0	2.06	2.0	
標津町	162.0	4.0	2.47	0.0	
羅臼町	91.0	2.0	2.20	0.0	
千歳市 (特例)	1,273.0	42.5	3.34	0.0	特例認定 (注3)
夕張市	119.0	1.0	0.84	2.0	
長沼町	249.0	6.0	2.41	0.0	
由仁町	126.0	3.0	2.38	0.0	
恵庭市 (特例)	621.0	20.5	3.30	0.0	特例認定 (注3)
栗山町 (特例)	211.5	5.0	2.36	0.0	特例認定 (注3)
札幌市交通局	397.0	13.0	3.27	0.0	
札幌市水道局	670.0	16.0	2.39	2.0	注2⑫
市立札幌病院	971.5	23.0	2.37	4.0	注2⑬
札幌市議会事務局	40.0	1.0	2.50	0.0	
森町教育委員会	82.5	2.0	2.42	0.0	
市立旭川病院	527.0	10.5	1.99	3.5	注2⑭
旭川市水道局	155.5	7.0	4.50	0.0	
旭川市教育委員会	757.0	21.5	2.84	0.0	
上士幌町教育委員会	91.0	2.0	2.20	0.0	

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
幕別町教育委員会	119.0	4.0	3.36	0.0	
訓子府町教育委員会	40.0	1.0	2.50	0.0	
遠軽町教育委員会	89.0	3.0	3.37	0.0	
広域紋別病院企業団	235.5	1.5	0.64	4.5	
小樽市水道局	80.5	0.0	0.00	2.0	注2⑯
小樽市立病院	461.0	7.5	1.63	4.5	
小樽市教育委員会	180.0	3.0	1.67	2.0	注2⑯
市立芦別病院	110.0	0.0	0.00	3.0	
芦別市教育委員会	67.0	3.5	5.22	0.0	
砂川市立病院	647.0	5.0	0.77	13.0	
赤平市教育委員会	63.5	2.0	3.15	0.0	
標茶町教育委員会	69.0	2.0	2.90	0.0	
弟子屈町教育委員会	58.0	2.0	3.45	0.0	
市立室蘭総合病院	525.5	9.0	1.71	5.0	
室蘭市水道部	46.5	1.5	3.23	0.0	
室蘭市教育委員会	102.5	0.5	0.49	1.5	
登別市教育委員会	95.5	2.0	2.09	0.0	
伊達市教育委員会	87.0	1.0	1.15	1.0	
市立稚内病院	303.5	5.0	1.65	3.0	
稚内市教育委員会	249.0	7.0	2.81	0.0	
留萌市立病院	287.0	7.5	2.61	0.5	
羽幌町教育委員会	46.0	3.0	6.52	0.0	
名寄市立総合病院	547.5	9.0	1.64	6.0	
士別市立病院	215.5	3.0	1.39	3.0	
名寄市教育委員会	127.0	2.0	1.57	1.0	
士別市教育委員会	93.0	2.0	2.15	0.0	
新冠町教育委員会	56.0	2.0	3.57	0.0	
新ひだか町教育委員会	43.0	1.0	2.33	0.0	
様似町教育委員会	41.0	0.0	0.00	1.0	
網走市教育委員会	170.5	5.0	2.93	0.0	
大空町教育委員会	47.0	1.0	2.13	0.0	
白老町教育委員会	38.5	0.0	0.00	1.0	
根室市教育委員会	143.5	5.0	3.48	0.0	
別海町教育委員会	80.0	2.0	2.50	0.0	

【法定雇用率 2.7%が適用される機関】

(令和7年6月1日現在)

機 関 名	①対象職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
合計（5機関）	人 9,167.5	人 216.0	% 2.36	人 31.0	
札幌市教育委員会	8,499.5	199.0	2.34	30.0	
士幌町教育委員会	81.0	1.0	1.23	1.0	
滝川市教育委員会	172.5	6.0	3.48	0.0	
岩見沢市教育委員会	307.0	8.0	2.61	0.0	
中標津町教育委員会	107.5	2.0	1.86	0.0	

注 1 7 (1) の表の注釈 1～3 と同様。

- 2 ①知内町は8月1日時点において、障害者の数1.0人となり不足が解消された。
 ②福島町は9月2日時点において、障害者の数3.0人となり不足が解消された。
 ③長万部町は10月1日時点において、障害者の数4.0人となり不足が解消された。
 ④今金町は7月30日時点において、障害者の数5.0人となり不足が解消された。
 ⑤士幌町は9月8日時点において、障害者の数7.0人となり不足が解消された。
 ⑥釧路町は7月1日時点において、障害者の数7.0人となり不足が解消された。
 ⑦標茶町は7月11日時点において、障害者の数10.0人となり不足が解消された。
 ⑧三笠市は10月1日時点において、障害者の数7.5人となり不足が解消された。
 ⑨共和町は8月1日時点において、障害者の数3.0人となり不足が解消された。
 ⑩寿都町は11月14日時点において、対象職員数70.0人となり不足が解消された。
 ⑪厚真町は7月1日時点において、障害者の数5.0人となり不足が解消された。
 ⑫札幌市水道局は10月31日時点において、障害者の数18.0人となり不足が解消された。
 ⑬市立札幌病院は9月1日時点において、障害者の数27.0人となり不足が解消された。
 ⑭市立旭川病院は11月18日時点において、旭川市、旭川市水道局及び旭川教育委員会と
 特例認定を受け、不足が解消された。
 ⑮小樽市水道局は10月29日時点において、障害者の数2.0人となり不足が解消された。
 ⑯小樽市教育委員会は10月29日時点において、対象職員数178.0人で障害者の数4.0人と
 なり不足が解消された。
- 3 備考欄の「特例認定」とは、「当該機関」と人的関係が緊密である等の当該機関以外の
 「他の機関」の申請に基づき、北海道労働局長の認定を受けた場合に、他の機関に勤務す
 る職員を当該機関に勤務するとみなすものである。

(3) 独立行政法人等の雇用状況【法定雇用率2.8%】

(令和7年6月1日現在)

法 人 名	①対象労働者数 人	②障害者の数 人	③実雇用率 %	④不足数 人	備 考
合計 (13法人)	12,288.0	297.5	2.42	48.5	
国立大学法人 北海道大学	5,787.0	124.5	2.15	37.5	
国立大学法人 北海道教育大学	708.5	22.0	3.11	0.0	
国立大学法人 旭川医科大学	1,571.0	34.0	2.16	9.0	
国立大学法人 北海道国立大学機構	674.0	18.0	2.67	0.0	
国立大学法人 室蘭工業大学	268.0	9.0	3.36	0.0	
公立大学法人 札幌医科大学	1,795.0	50.5	2.81	0.0	
公立大学法人 札幌市立大学	120.5	2.0	1.66	1.0	注4
公立大学法人 公立はこだて未来大学	92.0	3.0	3.26	0.0	
公立大学法人 旭川市立大学	104.5	2.5	2.39	0.0	
公立大学法人 公立千歳科学技術大学	84.0	2.0	2.38	0.0	
公立大学法人 鈎路公立大学	52.5	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構	970.5	29.0	2.99	0.0	
地方独立行政法人 広尾町国民健康保険病院	60.5	1.0	1.65	0.0	

注) 1 ①欄の「対象労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の「対象労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、③欄の「実雇用率」が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合は法定雇用率達成となる。

4 公立大学法人 札幌市立大学については、11月27日時点において、障害者の数3.0人となり不足が解消された。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

○ 民間企業	一般の民間企業	2.5%
	独立行政法人等	2.8%
○ 国、地方公共団体		2.8%
○ 都道府県等の教育委員会		2.7%

- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率				
	引下げ前	引下げ後			
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く）	・倉庫業				
・船舶製造・修理業、船用機関製造業	・航空運輸業	5% 除外率適用無し			
・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）					
・採石業、砂・砂利・玉石採取業	・水運業				
・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）		10% 除外率適用無し			
・その他の鉱業					
・非鉄金属第一次製鍊・精製業	・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15% 5%			
・建設業	・鉄鋼業	・道路貨物運送業	・郵便業（信書便事業を含む）	20% 10%	
・港湾運送業	・警備業		25% 15%		
・鉄道業	・医療業	・高等教育機関	・介護老人保健施設	・介護医療院	30% 20%
・林業（狩猟業を除く）			35% 25%		
・金属鉱業	・児童福祉事業		40% 30%		
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）		45% 35%			
・石炭・亜炭鉱業		50% 40%			
・道路旅客運送業	・小学校		55% 45%		
・幼稚園	・幼保連携型認定こども園		60% 50%		
・船員等による船舶運航等の事業		80% 70%			

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

除外率
10%の
場合

常用労働者数5,069.5 × 除外率20% = 1,013.9 ≈ 1,013人（端数切り捨て）
常用労働者数5,069.5 - 1,013 = 基礎労働者数4,056.5人
基礎労働者数4,056.5 × 法定雇用率2.5% = 雇用義務数101.4125 ≈ 101人（端数切り捨て）

除外率
20%の
場合

常用労働者数5,069.5 × 除外率10% = 506.95 ≈ 506人（端数切り捨て）
常用労働者数5,069.5 - 506 = 基礎労働者数4,563.5人
基礎労働者数4,563.5 × 法定雇用率2.5% = 雇用義務数114.0875 ≈ 114人（端数切り捨て）



○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。

◎ 障害者雇用率達成指導

○ 「障害者雇入れ計画」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当前回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（2年間）の作成を命ぜることとなってい

る。

○ 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

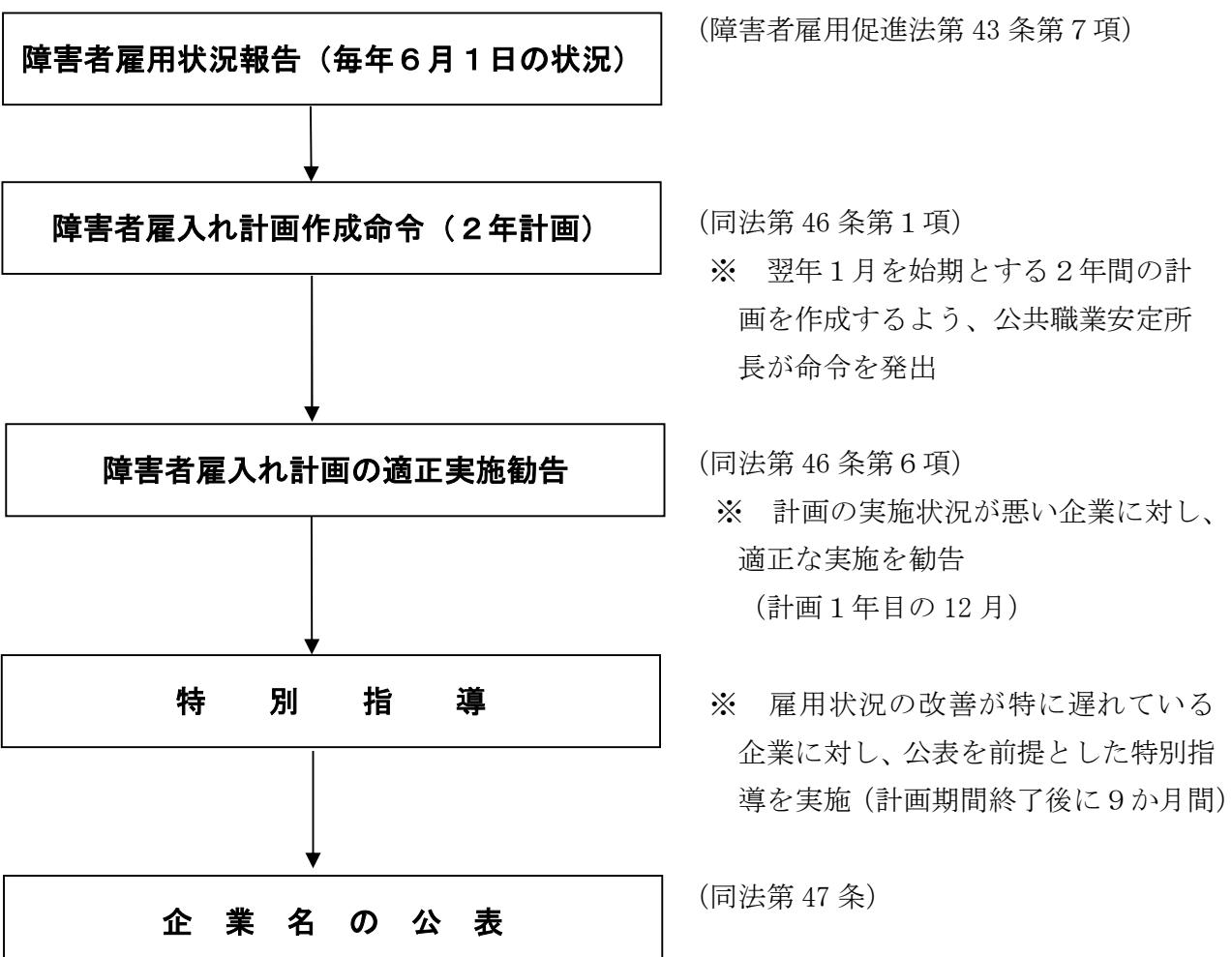
今後の雇入れ（過去3年間の新規労働者雇入れ数 \geq 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

- ① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和6年 2.41%）かつ不足数5人以上
- ② 法定雇用障害者数が3～4人（対象労働者数120人以上200人未満規模の企業）であつて、雇用障害者数が0人の企業
- ③ 不足数10人以上の企業

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主等に対しては、「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、下記のように、ハローワークにおいて雇用率達成指導を行っている。

不足数の多い企業等については、当該企業等の事業主に対して、北海道労働局、厚生労働省本省が直接指導を実施している。



【指導実績】

1 令和6年度の実績

* 「障害者雇入れ計画作成命令」の発出 (計画始期令和7年1月) 446社 (うち、北海道 21社)

* 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 62社 (うち、北海道 3社)

* 「特別指導」の実施 (令和6年4月～12月実施) 37社 (うち、北海道 5社)

2 障害者雇入れ計画を実施中の企業 (令和6年度)

338社 (うち、北海道 35社)

3 企業名の公表実績 (全国値)

18年度 2社、19年度 1社 (再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち1社は再公表)

22年度 6社 (うち2社は再公表)、23年度 3社 (うち1社は再公表)、24年度 0社、

25年度 0社、26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、30年度 0

社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社 令和4年度 5社 (うち3社
は再公表)、令和5年度 1社 (再公表) 令和6年度 0社